**介護サービス事業者**

**自主点検表**

**地域密着型介護老人福祉施設**

**入所者生活介護（ユニット型）**

|  |  |
| --- | --- |
| 点検年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 事業所名 |  |
| 担当者職・氏名 |  |

| 主眼事項 | チェック | 基準等・通知　等 | 評価 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１の１  　指定地域密着型サービス事業の一般原則 | □　指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。  　　　◆平１８厚労令３４第３条第１項  □　指定地域密着型サービス事業者は、当該事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び障害サービスを提供する者との連携に努めているか。　　◆平１８厚労令３４第３条第２項  □　指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。　　◆平１８厚労令３４第３条第３項  □　指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。　　◆平１８厚労令３４第３条第４項 | | 適・否 | 責任者等体制  【　有 ・ 無　】  研修等実施  【　有 ・ 無　】 |
| 第１の２  　基本方針 | □　入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しているか。  　　　◆平１８厚労令３４第１５９条第１項  □　地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。　　◆平１８厚労令３４第１５９条第２項 | | 適・否 |  |
| 第１の２  暴力団の排除 | □　管理者及び従業者は、南丹市暴力団排除条例第２条第３号に掲げる暴力団員ではないか。  □　運営について、南丹市暴力団排除条例第２条第４号に掲げる暴力団員等の支配を受けていないか。 | | 適  ・  否 |  |
| 第２　人員に関する基準  １　通則（用語の定義） | 以下、用語の定義を理解しているか。  □　常勤換算方法　　◆平１８解釈通知第２の２（１）  　　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、指定小規模多機能型居宅介護事業所と指定認知症対応型共同生活介護事業所を併設している場合であって、ある従業者が指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者と指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者を兼務する場合、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の勤務延時間数には、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。  □　「勤務延時間数」　　◆平１８解釈通知第２の２（２）  　　勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者１人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数を上限とすること。  □　「常勤」　　◆平１８解釈通知第２の２（３）  　　当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。  　　ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、入所者の処遇に支障がない体制が施設として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。  　　同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、１の事業者によって行われる指定認知症対応型通所介護事業所と指定認知症対応型共同生活介護事業所が併設されている場合、指定認知症対応型通所介護事業所の管理者と指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。  □　「専ら従事する」「専ら提供に当たる」　　◆平１８解釈通知第２の２（４）  　　原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。  □　「前年度の平均値」　　◆平１８解釈通知第２の２（５）  　　人員数を算定する場合の使用する「利用者数」は、前年度（４月１日～翌年３月31日）の全利用者の延数を当該前年度の日数で除して得た数（小数第２位以下を切上げ）とする。  【新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者の場合】  　　前年度において１年未満の実績しかない場合の利用者数の算出は以下のとおり  　・新設又は増床の時点から６月未満の間  　　　…　ベッド数の90％  　・新設又は増床の時点から６月以上1年未満の間  　　　…　直近の６月における全利用者数の延数を６月間の日数で除して得た数  　・新設又は増床の時点から１年以上経過している場合  　　　…　直近１年間における全利用者等の延数を１年間の日数で除して得た数  　・減床の場合（減床後の実績が３ヶ月以上ある場合）  　　　…　減床後の利用者数等の延数を延日数で除して得た数 | | 適  ・  否 | 【常勤換算方法】  併設事業所への兼務者【　有 ・ 無　】  【勤務延時間数】  常勤の従業者が勤務すべき時間数  　週　　　　時間  ※　育休や短時間勤務制度等を利用している従業者がいる場合の常勤（換算）は、通知やQ&Aどおりか。  【前年度の利用者数の平均値】  　　　　　　　　　人  （小数第2位以下を切上げ）  ※　新設等の場合は左記のとおり算出しているか |
| ２　従業者の員　　数 | 医師  □　入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うため必要な数を配置しているか。　　◆平１８厚労令３４第１３１条第１項第１号  　◎　サテライト型居住施設で医師を配置していない場合は、本体施設の医師により入所者の健康管理が適切に行われている必要がある。  　　　◆平１８解釈通知第３の七の２（１）  　◎　サテライト型居住施設には、医師を置かないことができる場合があるが、その場合には、本体施設の入所者とサテライト型居住施設の入所者の合計数を基礎として本体施設に置くべき医師の人員を算出しなければならない。　　◆平１８解釈通知第３の七の２（１１） | | 適  ・  否 | 員数  　　　　　　　　　人  本体施設との兼務  【　有 ・ 無　】 |
|  | 生活相談員  □　生活相談員を１以上配置しているか。　　◆平１８厚労令３４第１３１条第１項第２号  □　生活相談員は、常勤であるか。　　◆平１８厚労令３４第１３１条第５ 項  □　サテライト型居住施設で、本体施設（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院に限る。）の生活相談員によるサービス提供が本体施設及び当該サテライト型居住施設の入居者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。　　◆平１８厚労令３４第１３１条第８項  　◎　生活相談員については、原則として常勤の者であること。  　　　ただし、１人を超えて配置されている生活相談員が、時間帯を明確に区分したうえで当該指定地域密着型介護老人福祉施設を運営する法人内の他の職務に従事する場合にあっては、この限りでない。　　　◆平１８解釈通知第３の七の２（２）①  　◎　サテライト型居住施設（本体施設が指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人保健施設に限る。）については、常勤換算方法で１以上の基準を満たしていれば非常勤の者であっても差し支えない。　　◆平１８解釈通知第３の七の２（２）②  　◎　サテライト型居住施設で、本体施設（指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人保健施設に限る。）の生活相談員又は支援相談員によるサービス提供が本体施設及びサテライト型居住施設の入居者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。  　　　◆平１８厚労令３４第１３１条第８項、◆平１８解釈通知第３の七の２（２）② | | 適  ・  否 | 員数  　　　　　　　　　人  うち常勤  　　　　　　　　　人  資格： |
|  | 介護・看護職員  □　介護職員及び看護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が３又はその端数を増すごとに１以上となっているか。  　　　◆平１８厚労令３４第１３１条第１項第３号イ  　○　看護職員（資格証確認）  　　常勤　　　　　人　　非常勤　　　　人　　換算後計(a)　　　人  　○　介護職員  　　常勤　　　　　人　　非常勤　　　　人　　換算後計(b)　　　人  　　看・介合計(c=a+b)　　　　人  　平均入所者数(前年度平均値)　　　　人  　　　　　　　　　　　　　　　　　→　職員必要数(d)　　　　人  　　　　　　　　　　　　　　　　　　(c) ≧ (d)となっているか  □　介護職員のうち、１人以上は常勤であるか。　◆平１８厚労令３４第１３１条第６項  *Ｈ１８Ｑ＆Ａ　問１０７*  *通常の介護老人福祉施設では、常時１人以上の常勤の介護職員の配置を必要としているが、地域密着型介護老人福祉施設では、常時１人以上の介護職員でよいこととしており、非常勤の職員でも構わない。*  □　看護職員の数は、１以上であるか。　　◆平１８厚労令３４第１３１条第１項第３号ロ  □　看護職員のうち、１人以上は常勤であるか。　◆平１８厚労令３４第１３１条第７項  　◎　サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で１以上を満たしていれば非常勤の者であっても差し支えない。  　　　◆平１８解釈通知第３の七の２（３）  □　昼間については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置しているか。　　◆平１８厚労令３４第１６７条第２項第１号  □　夜間及び深夜については、２ユニットごとに１以上介護職員又は看護職員を配置しているか。　　◆平１８厚労令３４第１６７条第２項第２号  □　ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置しているか。  　　　◆平１８厚労令３４第１６７条第２項第３号  　※　詳細は、主眼事項第４の27を参照。  □　宿直職員を夜勤職員以外に配置しているか。　◆昭６２社施１０７第５（一）イ、ウ  　　地域密着型介護老人福祉施設である特別養護老人ホームであって、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平12厚告29第４号ニ又は第5号ハを満たす夜勤職員を配置し、かつ当該夜勤職員のうち1以上のものを夜間における防火管理の担当者として指名している時間帯を除く。　　◆平１２老発２１４号厚労省老人保健福祉局長通知  *Ｒ６Ｑ＆Ａ　Vol.1　問178*  *社会福祉施設等において面積に関わらずスプリンクラー設備が義務付けられるなど、消防用設備等の基準が強化されたことや、他の施設系サービスにおいて宿直員の配置が求められていないこと、人手不足により施設における職員確保が困難である状況等を踏まえ、夜勤職員基準を満たす夜勤職員を配置している場合には、夜勤職員と別に宿直者を配置しなくても差し支えない。ただし、入所者等の安全のため、宿直員の配置の有無にかかわらず、夜間を想定した消防訓練等を通じて各施設において必要な火災予防体制を整えるようお願いする。* | | 適  ・  否 | ユニットごとのユニットリーダー員数  　　　　　　　　　人 |
|  | 栄養士又は管理栄養士  □　栄養士又は管理栄養士を１以上配置しているか。  　　　◆平１８厚労令３４第１３１条第１項第４号  　　ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。  　　　◆平１８厚労令３４第１３１条第１項ただし書  　◎　「他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないとき」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士又は管理栄養士との兼務や地域の栄養指導員（健康増進法第19 条に規定する栄養指導員をいう。）との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合であること。  　　　また、サテライト型居住施設で、本体施設（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院（病床数100床以上の病院に限る。）又は介護医療院）の栄養士又は管理栄養士により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。  　　　◆平１８厚労令３４第１３１条第８項、◆平１８解釈通知第３の七の２（４） | | 適  ・  否 | 員数  　　　　　　　　　人  資格（　　　　　　　）  本体施設との兼務  【　有 ・ 無　】 |
|  | 機能訓練指導員  □　機能訓練指導員を１以上配置しているか。　◆平１８厚労令３４第１３１条第１項第５号  □　機能訓練指導員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有しているか。  　　　◆平１８解釈通知第３の七の２（５）  　◎　当該施設における他の職務に従事することができる。  　　　◆平１８厚労令３４第１３１条第１０項  　◎　サテライト型居住施設で、本体施設（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設に限る。）の機能訓練指導員又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士によるサービス提供が本体施設及び当該サテライト型居住施設の入居者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。  　　　◆平１８厚労令３４第１３１条第８項、◆平１８解釈通知第３の七の２（５） | | 適  ・  否 | 員数  　　　　　　　　　人  資格  理学・作業・言語  看護・柔整・あん摩  兼務 |
|  | 介護支援専門員  □　介護支援専門員を１以上配置しているか。  　　　◆平１８厚労令３４第１３１条第１項第６号  □　介護支援専門員は、常勤となっているか。  　　　◆平１８厚労令３４第１３１条第１１項  　◎　入所者の処遇に支障のない場合は、当該施設における他の職務に従事することができる。　　◆平１８厚労令３４第１３１条第１１項  　◎　サテライト型居住施設で、本体施設（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院に限る。）の介護支援専門員によるサービス提供が本体施設及び当該サテライト型居住施設の入居者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。  　　　◆平１８厚労令３４第１３１条第８項、◆平１８解釈通知第３の七の２（６）  　◎　サテライト型居住施設には、介護支援専門員を置かないことができる場合があるが、その場合には、本体施設の入所者とサテライト型居住施設の入所者の合計数を基礎として本体施設に置くべき介護支援専門員の人員を算出しなければならない。  　　　◆平１８解釈通知第３の七の２（１１）  　◎　介護支援専門員を配置していない場合は、併設の小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該施設の効果的な運営を期待でき、入所者の処遇に支障がないことが必要である。　　◆平１８厚労令３４第１３１条第１５項 | | 適  ・  否 | 員数  　　　　　　　　　人  兼務 |
| ３　管理者 | □　専ら当該施設の職務に従事する常勤の管理者を置いているか。当該施設の管理上支障がない場合は、当該施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務に従事することができる。　　◆平１８厚労令３４第１４６条  　◎　同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合　　◆平１８解釈通知第３の七の４(１６)２ | | 適・否 | 管理者氏名    兼務状況  【　有 ・ 無　】  兼務 |
| 第３　設備に関する基準  １　ユニット | □　ユニットケアを行うためには、入居者の自律的な生活を保障する居室（使い慣れた家具等を持ち込むことのできる個室）と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室（居宅での居間に相当する部屋）が不可欠であることから、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、施設全体を、こうした居室と共同生活室によって一体的に構成される場所（ユニット）を単位として構成し、運営しているか。  　　　◆平１８解釈通知第３の七の５（２）①  □　入居者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることのできる場所を設けているか。（努力規定）　　◆平１８解釈通知第３の七の５（２）② | | 適・否 |  |
| ２　居室 | □　１の居室の定員は、１人となっているか。  　　　◆平１８厚労令３４第１６０条第１項第１号イ（１）  　◎　利用者の夫婦で居室を利用するなどサービス提供上必要と認められる場合は、２人部屋とすることができる。  　　　◆平１８解釈通知第３の七の５（２）④イ  □　居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられているか。  　　　◆平１８厚労令３４第１６０条第１項第１号イ（２）前暖  　◎　「当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設け」られる居室とは、次の３つをいう。　　◆平１８解釈通知第３の七の５（２）④ロ  　　ａ　共同生活室に隣接している居室  　　ｂ　共同生活室に隣接していないが、当該ユニットの居室と隣接している居室  　　ｃ　その他共同生活室に近接して一体的に設けられている居室  □　１のユニットの定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとなっているか。　　◆平１８厚労令３４第１６０条第１項第１号イ（２）後段  □　一の居室の床面積は、次のいずれかを満たしているか。  　　　◆平２５市条例３９第１５条、◆平１８厚労令３４第１６０条第１項第１号イ（３）  　◎　13.2平方㍍以上とすること。  　　　ただし、２人部屋の場合にあっては、21.3平方㍍以上とすること。  　　※　居室にトイレが設けられている場合は、当該トイレの面積を除く。  □　居室にブザー又はこれに代わる設備を設けているか。  　　　◆平１８厚労令３４第１６０条第１項第１号イ（４） | | 適・否 | 2人部屋の事例  【　有 ・ 無　】  ユニットの定員  　　　　　　　　　人  居室面積  　　　　　　　　　㎡ |
| ３　共同生活室 | □　いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有しているか。　　◆平１８厚労令３４第１６０条第１項第１号ロ（１）  　◎　他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていること。  　　　◆平１８解釈通知第３の七の５（２）⑤イ（イ）  　◎　当該ユニットの入居者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車いすが支障なく通行できる形状が確保されていること。　　◆平１８解釈通知第３の七の５（２）⑤イ（ロ）  □　１の共同生活室の床面積は、２平方メートルに当該ユニットの入居定員を乗じて得た面積以上となっているか。（標準規定）  　　　◆平１８厚労令３４第１６０条第１項第１号ロ（２）  □　必要な設備及び備品を備えているか。  　　　◆平１８厚労令３４第１６０条第１項第１号ロ（３）  　◎　共同生活室には、要介護者が食事をしたり、談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品を備えなければならない。また、入居者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるようにする観点から、簡易な流し・調理設備を設けることが望ましい。　　◆平１８解釈通知第３の七の５（２）⑤ロ | | 適・否 | 共同生活室の面積  　　　　　　　　　㎡ |
| ４　洗面設備 | □　洗面設備を居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。　　◆平１８厚労令３４第１６０条第１項第1号ハ（１）  　◎　（共同生活室に設ける場合）共同生活室の１か所に集中して設けるのでなく、２か所以上に分散して設けることが望ましい。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。　　◆平18解釈通知第３の七の5(2)⑥  □　要介護者が使用するのに適当したものであるか。  　　　◆平１８厚労令３４第１６０条第１項第１号ハ（２） | | 適・否 |  |
| ５　便所 | □　居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。  　　　◆平１８厚労令３４第１６０条第１項第１号ニ（１）  　◎　（共同生活室に設ける場合）共同生活室の１か所に集中して設けるのでなく、２か所以上に分散して設けることが望ましい。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。　　◆平１８解釈通知第３の七の５（２）⑦  □　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものであるか。　　◆平１８厚労令３４第１６０条第１項第１号ニ（２） | | 適・否 |  |
| ６　浴室 | □　要介護者が入浴するのに適したものであるか。  　　　◆平１８厚労令３４第１６０条第１項第２号  　◎　浴室は、居室のある階ごとに設けることが望ましい。  　　　◆平１８解釈通知第３の七の５（２）⑧ | | 適・否 |  |
| ７　医務室 | □　医務室は、医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第２項に規定する診療所とすることとし、入居者を診察するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けているか。  　　ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査機器を設けることで足りる。  　　　◆平１８厚労令３４第１６０条第１項第３号  　※　医療法第１条の５第２項  　　　「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。 | | 適・否 |  |
| ８　廊下幅 | □　廊下の幅は、1.5メートル以上、中廊下の幅は1.8メートル以上となっているか。  　　なお、廊下の一部の幅を広くする等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障がないと認められるときは、これによらないことができる。　　◆平１８厚令３４第１６０条第1項第４号  　◎　上記なお書きは、アルコーブを設けることなどにより、入所者、従業者等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。  　　　また、「これによらないことができる。」とは、建築基準法等他の法令を満たす範囲内である必要がある。　　◆平１８解釈通知第３の七の３（２）準用 | | 適・否 |  |
| ９　その他 | □　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。  　　　◆平１８厚令３４第１６０条第1項第５号  　◎　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。　　◆平１８解釈通知第３の二の二(３)準用 | | 適・否 |  |
| 第４  　運営に関する基準  １　内容及び手続の説明及び同意 | □　サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得ているか。　　◆平１８厚令３４第３条の７第１項準用  　◎　重要事項を記した文書の内容　　◆平１８解釈通知第３の一の４(２)①準用  　　ア　運営規程の概要  　　イ　従業者の勤務体制  　　ウ　事故発生時の対応  　　エ　苦情処理の体制  　　オ　提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等  □　利用申込者又はその家族から申出があった場合には、文書の交付に代えて電磁的方法により提供することができる。  　　　◆平１８厚令３４第３条の７第２項準用 | | 適・否 | 利用者  　　　　　　　人中  重要事項説明書  　　　　　　　人分有 |
| ２　提供拒否の禁止 | □　正当な理由なく指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を拒んでいないか。　　◆平１８厚令３４第３条の８準用  　◎　提供を拒むことができる正当な理由　　◆平１８解釈通知第３の１の４(３)準用  　　①　当該事業所の現員から利用申込に応じきれない場合  　　②　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合  　　③　その他その利用申込者に対し自ら適切なサービス提供することが困難な場合。 | | 適・否 | 過去１年間に利用申込みを断った事例  【　有 ・ 無　】  あればその理由 |
| ３　サービス提供困難時の対応 | □　入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。  　　　◆平１８厚令３４第１３３条準用 | | 適・否 | 事例  【　有 ・ 無　】  あれば対応内容 |
| ４　受給資格の確認 | □　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。  　　　◆平１８厚令３４第３条の１０第１項準用  □　被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めているか。　　◆平１８厚令３４第３条の１０第２項準用 | | 適・否 | 確認方法 |
| ５　要介護認定の申請に係る援助 | □　入所の際に要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認しているか。  　　　◆平１８厚令３４第３条の１１第１項準用  □　申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  　　　◆平１８厚令３４第３条の１１第１項準用  □　要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。　　◆平１８厚令３４第３条の１１第２項準用 | | 適・否 | 事例  【　有 ・ 無　】  あれば対応内容 |
| ６　入退所 | □　身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しているか。  　　　◆平１８厚令３４第１３４条第１項準用  □　入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めているか。  　　　◆平１８厚令３４第１３４条第２項準用  □　入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めているか。  　　　◆平１８厚令３４第１３４条第３項準用  □　入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しているか。　　◆平１８厚令３４第１３４条第４項準用  □　前記の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しているか。  　　　◆平１８厚令３４第１３４条第５項準用  □　その心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行っているか。  　　　◆平１８厚令３４第１３４条第６項準用  　◎　安易に施設側の理由により退所を促すことのないよう留意するものとする。　　◆平１８解釈通知第３の七の４(１)⑤準用  □　入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者への情報の提供に努めるほか、保健医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  　　　◆平１８厚令３４第１３４条第７項準用  　◎　退所が可能となった入所者の退所を円滑に行うために、介護支援専門員及び生活相談員が中心となって、退所後の主治の医師及び居宅介護支援事業者並びに市町村と十分連携を図ること。  　　　◆平１８解釈通知第３の七の４（１）⑤準用 | | 適・否 | 事例  【　有 ・ 無　】  あれば対応内容 |
| ７　サービスの提供の記録 | □　入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しているか。　　◆平１８厚労令３４第１３５条第１項準用  □　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。  　　　◆平１８厚労令３４第１３５条第２項準用 | | 適・否 | 被保険者証の記載  【　有 ・ 無　】 |
| ８　利用料等の受領 | □　法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入居者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。　　◆平１８厚労令３４第１６１条第１項  □　法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。　　◆平１８厚労令３４第１６１条第２項  □　前２項以外の支払を受ける額は、次の支払いを受ける額か。  　　　◆平１８厚労令３４第１６１条第３項  　①　食事の提供に要する費用  　②　居住に要する費用  　③　厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用  　④　厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用  　⑤　理美容代  　⑥　前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの  □　上記①～④の費用は、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」（平17年厚告第419号）に定めるところによるものか。　　◆平１８厚労令３４第１６１条第４項  □　上記①～⑥の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得ているか。  　　　◆平１８厚労令３４第１６１条第５項前段  □　上記①～④の費用に係る同意については、文書によっているか。  　　　◆平１８厚労令３４第１６１条第５項後段 | | 適・否 | 法定代理受領サービス以外の利用者  【　有 ・ 無　】  左記①～⑥の費用の支払いを受けている利用者  　　　　　　　人中  同意書  　　　　　　　人分有 |
| ９　保険給付の請求のための証明書の交付 | □　法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。  　　　◆平１８厚労令３４第３条の２０準用、平１８解釈通知第３の一の４（１４）準用 | | 適・否 | 事例  【　有 ・ 無　】 |
| 10　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針 | □　入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行っているか。  　　　◆平１８厚令３４第１６２条第１項  　◎　入居者の意向に関わりなく集団で行うゲームや、日常生活動作にない動作を通じた機能訓練など、家庭の中では通常行われないことを行うのは、サービスとして適当でない。　　◆平１８解釈通知第３の七の５(４)①  □　各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行っているか。　　◆平１８厚令３４第１６２条第２項  □　入居者のプライバシーの確保に配慮して行っているか。  　　　◆平１８厚令３４第１６２条第３項  □　入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行っているか。　　◆平１８厚令３４第１６２条第４項  □　従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。　◆平１８厚令３４第１６２条第５項  □　サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。　　◆平１８厚令３４第１６２条第６項  □　身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。  　　　◆平１８厚令３４第１６２条第７項  　◎　当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。  　　　また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の３つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。  　　　◆平１８解釈通知第３の七の５（４）③  □　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。　　◆平１８厚令３４第１６２条第８項第１号  □　身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。  　　　◆平１８厚令３４第１６２条第８項第２号  □　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか　　◆平１８厚令３４第１６２条第８項第３号  　◎　「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。なお、同一施設内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入居者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。  　　(※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者  　　　　なお、身体的拘束等適正化検討委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。身体的拘束等適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、身体的拘束適正化等検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。  　　　　また、身体的拘束等適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。  　　　　指定ユニット型地域密着型介護老人福祉施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。  　　　　具体的には、次のようなことを想定している。  　　　イ　身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。  　　　ロ　介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。  　　　ハ　身体的拘束等適正化検討委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること。  　　　ニ　事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。  　　　ホ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。  　　　へ　適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。  　　　◆平１８解釈通知第３の七の５（４）④  　◎　指定ユニット型地域密着型介護老人福祉施設が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。　　◆平１８解釈通知第３の七の５（４）⑤  　　イ　施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方  　　ロ　身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項  　　ハ　身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針  　　二　施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針  　　ホ　身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針  　　へ　入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  　　ト　その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針  　◎　介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定ユニット型地域密着型介護老人福祉施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定ユニット型地域密着型介護老人福祉施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。　　◆平１８解釈通知第３の七の５（４）⑥  □　自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。　　◆平１８厚令３４第１６２条第９項 | | 適・否 | 過去１年の身体拘束  　　　　　　　　　件  身体拘束の記録  【　有 ・ 無　】  身体拘束廃止の取組  【　有 ・ 無　】  □　身体的拘束適正化検討委員会の開催  　（３月に1回以上）  　　　　　　　回／年  □　身体的拘束等の適正化のための指針  【　有 ・ 無　】  □　身体的拘束等の適正化のための研修  （２回／年以上）  　　　年　　月　　日  　　　年　　月　　日  新規採用時の研修  【　有 ・ 無　】  自主点検  【　有 ・ 無　】  第三者評価の受検  【　有 ・ 無　】 |
| 11　地域密着型施設サービス計画の作成 | □(1)　管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。　　◆平１８厚令３４第１３８条第1項準用  □(2)　地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援　専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、地域密着型施設サービス計画の作成及び変更に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めているか。　　◆平１８厚令３４第１３８条第２項準用  　◎　当該地域の住民による自発的な活動例：入所者の話し相手、会食などの自発的な活動　　◆平１８解釈通知第３の七の４(５)②準用  □(3)　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成及び変更に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握しているか。　　◆平１８厚令３４第１３８条第３項準用  □(4)　計画担当介護支援専門員は、解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行っているか。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。　　◆平１８厚令３４第１３８条第４項準用  　◎　アセスメントは、必ず入所者及びその家族に面接して行わなければならない。　　◆平１８解釈通知第３の七の４(５)④準用  □(5)　計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の目標及びその達成時期、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するうえでの留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成しているか。　◆平１８厚令３４第１３８条第５項準用  　◎　計画原案での留意事項　　◆平１８解釈通知第３の７の４(５)⑤準用  　　・入所者・家族の生活に対する意向  　　・総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題  　　・サービス（機能訓練、看護、介護、食事等）に係る目標  　　・長期的な目標、それを達成するための短期的な目標  　　・長短期各目標の達成時期  　　　※達成時期に計画及び提供したサービスの評価を行い得ること  　◎　地域密着型施設サービス計画の作成にあたっては、厚労省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアが実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めること。　　◆平１８解釈通知第３の７の４(５)⑤準用  □(6)　計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対するサービスの提供に当たる他の担当者（以下「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。  　　　◆平１８厚令３４第１３８条第６項準用  　◎　他の担当者とは、医師、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員及び生活状況等に関係する者を指すものである。サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。  　　　◆平１８解釈通知第３の七の４(５)⑥準用  □(7)　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ているか。　　◆平１８厚令３４第１３８条第７項準用  　◎　当該説明及び同意を要する地域密着型施設サービス計画の原案とは、いわゆる施設サービス計画書の第1表及び第2表に相当するものである。　　◆平１８解釈通知第３の七の４(５)⑦中段準用  　◎　必要に応じて入所者の家族に対しても説明を行い同意を得ることが望ましいことに留意されたい。　　◆平１８解釈通知第３の七の４(５)⑦後段準用  □(8)　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画を入所者に交付しているか。　　◆平１８厚令３４第１３８条第８項準用  □(9)　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行っているか。  　　　◆平１８厚令３４第１３８条第９項準用  　◎　計画担当介護支援専門員は、他のサービス担当者と緊密な連携を図り、入所者の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われる体制の整備に努めなければならない。  　　　◆平１８解釈通知第３の７の４(５)⑨後段準用  □(10)　計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、以下の事項を行っているか。　　◆平１８厚令３４第１３８条第１０項準用  　　　・定期的に入所者に面接すること。  　　　・定期的にモニタリングの結果を記録すること。  　◎　上記の特段の事情とは、入所者の事情により入所者に面接することができない場合を主として指すものであり、計画担当介護支援専門員に起因する事情は含まれない。  　　　なお、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくことが必要である。　　◆平１８解釈通知第３の七の４(５)⑩準用  □(11)　計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。　　◆平１８厚令３４第１３８条第１１項準用  　　　①入所者が要介護更新認定を受けた場合  　　　②入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合  □(12)　上記(2)から(8)までの規定は、(9)に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準用しているか。  　　　◆平１８厚令３４第１３８条第１２項準用  　◎　入所者の希望による軽微な変更を行う場合には、この必要はないものとする。  　　　ただし、この場合においても、当該計画担当介護支援専門員が、入所者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であることは、上記(9)に規定したとおりである。　　◆平１８解釈通知第３の七の４(５)⑪後段準用 | | 適・否 | 施設サービス計画の作成者    住民の自発的な活動等の計画への位置付け【　有 ・ 無　】  【アセスメント】  ・頻度・時期    ・記録  【　有 ・ 無　】  ・ツール    【原案の作成】  利用者  　　　　　　　人中  介護計画  　　　　　　　人分有  【ｻｰﾋﾞｽ担当者会議】  ・各担当の意見記録【　有 ・ 無　】  ・看護職員、栄養士【　有 ・ 無　】  ・必要応じ医師意見  【　有 ・ 無　】  【入所者同意】  利用者  　　　　　　　人中  同意の署名等  　　　　　　　人分有  【計画交付】  交付記録  【　有 ・ 無　】  【計画の見直し（モニタリング）】  ・頻度・時期    ・記録  【　有 ・ 無　】  【更新･区変時の担当者会議開催等】  ・記録  【　有 ・ 無　】 |
| 12　介護 | □　介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行っているか。  　　　◆平１８厚令３４第１６３条第１項  　◎　自律的な日常生活を営むことを支援するという点では、入居者の日常生活上の活動への援助が過剰なものとなることのないよう留意する必要がある。  　　　また、入居者が相互に社会関係を築くことを支援するという点では、単に入居者が家事の中で役割を持つことを支援することにとどまらず、例えば、入居者相互の間で、頼り、頼られるといった精神面での役割が生まれることを支援することにも留意する必要がある。　　◆平１８解釈通知第３の七の５(５)①後段  □　入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しているか。  　　　◆平１８厚令３４第１６３条第２項  　◎　「日常生活における家事」には、食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、清掃やごみ出しなど、多様なものが考えられる。  　　　◆平１８解釈通知第３の七の５(５)②  □　入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しているか。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。　　◆平１８厚令３４第１６３条第３項  　◎　一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施など入居者の意向に応じることができるだけの入浴機会を設けなければならないことを規定したものである。　　◆平１８解釈通知第３の七の５(５)③  □　入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行っているか。　　◆平１８厚令３４第１６３条第４項  　◎　排せつの介護は入所者の心身の状況や排せつ状況などをもとに自立支援の観点からトイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。　　◆平１８解釈通知第３の七の４(６)③準用  □　おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えているか。  　　　◆平１８厚令３４第１６３条第５項  　◎　おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、入所者の排せつ状況を踏まえて実施するものとする。  　　　◆平１８解釈通知第３の七の４(６)④準用  □　褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しているか。　　◆平１８厚令３４第１６３条第６項  　◎　施設において褥瘡の予防のための体制を整備するとともに、介護職員等が褥瘡に関する基礎的知識を有し、日常的なケアにおいて配慮することにより、褥瘡発生の予防効果を向上させることを想定している。例えば、次のようなことが考えられる。また、施設外の専門家による相談、指導を積極的に活用することが望ましい。  　　　◆平１８解釈通知第３の七の４(６)⑤準用  　　　イ　褥瘡のハイリスク者（日常生活自立度が低い入所者等）に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践ならびに評価をする。  　　　ロ　当該施設において、専任の施設内褥瘡予防対策を担当する者（看護師が望ましい）を決めておく。  　　　ハ　医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等からなる褥瘡対策チームを設置する。  　　　ニ　当該施設における褥瘡対策のため指針を整備する。  　　　ホ　介護職員等に対し、褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施する。  □　上記のほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しているか。　　◆平１８厚令３４第１６３条第７項  □　常時一人以上の介護職員を介護に従事させているか。  　　　◆平１８厚令３４第１６３条第８項  　◎　非常勤の介護職員でも差し支えない。　　◆平１８解釈通知第３の七の４(６)⑦準用  □　入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。  　　　◆平１８厚令３４第１６３条第９項 | | 適・否 | 平均要介護度：    入居者の主な役割例  入浴の介助  ・頻度    排泄の介助  トイレ利用　　　　人  ポータブル　　　　人  おむつ　　　　　　人  おむつ交換回数    褥瘡  ・発生状況（点検日現在）    ・専門家の活用状況    褥瘡予防計画  【　有 ・ 無　】  予防マニュアル  【　有 ・ 無　】 |
| 13　食事 | □　栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しているか。　　◆平１８厚令３４第１６４条第１項  　◎　＜食事の提供について＞　入所者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の入所者の栄養状態に応じた栄養管理を行うように努めるとともに、摂食・嚥下機能その他の入所者の身体の状況や、食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容とすること。また、入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。　　◆平１８解釈通知第３の七の４(７)①準用  　◎　＜調理について＞　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。また、病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けること。  　　　◆平１８解釈通知第３の七の４(７)②準用  　◎　＜適時の食事提供について＞　食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後６時以降とすることが望ましいが、早くても午後５時以降とすること。　　◆平１８解釈通知第３の７の４(７)③準用  　◎　＜食事の提供に関する業務の委託について＞　食事の提供に関する業務は施設自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することができること。　　◆平１８解釈通知第３の七の４(７)④準用  　◎　＜居宅関係部門と食事関係部門の連携について＞　食事提供については、入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要であること。  　　　◆平１８解釈通知第３の７の４(７)⑤準用  　◎　＜栄養食事相談＞　入居者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。　　◆平１８解釈通知第３の七の４(７)⑥準用  　◎　＜食事内容の検討について＞　食事内容については、当該施設の医師、又は栄養士若しくは管理栄養士を含む会議において検討が加えられなければならないこと。　　◆平１８解釈通知第３の七の４(７)⑦準用  □　入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っているか。　　◆平１８厚令３４第１６４条第２項  □　入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しているか。  　　　◆平１８厚令３４第１６４条第３項  ◎　施設側の都合で急かしたりすることなく、入居者が自分のペースで食事を摂ることができるよう十分な時間を確保しなければならないことを規定したものである。　　◆平１８解釈通知第３の七の５(６)①  □　入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しているか。  　　　◆平１８厚令３４第１６４条第４項  　◎　入居者の意思を尊重し、また、その心身の状況に配慮した上で、できる限り離床し、共同生活室で食事を摂ることができるよう支援しなければならないことを規定したものである。その際、共同生活室で食事を摂るよう強制することはあってはならないので、十分留意する必要がある。　　◆平１８解釈通知第３の７の５(６)② | | 適・否 | 嗜好調査や残飯量調査等  【　有 ・ 無　】  食事介助の状況  自立　　　　　　　人  一部介助　　　　　人  全介助　　　　　　人  食事介助従事者数  (１ユニットにつき)  朝　　　　人  夕　　　　人  食事時間（おおよそ）  ・朝食：　　　　時  ・昼食：　　　　時  ・夕食：　　　　時  部屋食者  【　有 ・ 無　】 |
| 14　相談及び援　　助 | □　常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。　　◆平１８厚令３４第１４１条準用 | | 適・否 |  |
| 15　社会生活上の便宜の提供等 | □　入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しているか。　　◆平１８厚令３４第１６５条第１項  　◎　入居者一人一人の嗜好を把握した上で、それに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、同好会やクラブ活動などを含め、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならないことを規定したものである。  　　　◆平１８解釈通知第３の七の５(７)①  □　入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っているか。　　◆平１８厚令３４第１６５条第２項  　◎　郵便、証明書等の交付申請等、入所者が必要とする手続等について、入所者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととするものである。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。　　◆平１８解釈通知第３の７の４(９)②準用  □　常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。  　　　　◆平１８厚令３４第１６５条第３項  　◎　ユニット型の居室は、家族や友人が来訪・宿泊して入居者と交流　するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪・宿泊することができるよう配慮しなければならない。  　　　◆平１８解釈通知第３の七の５(７)②  　◎　入所者の家族に対し、当該施設の会報の送付、当該施設の実施する行事への参加の呼びかけ等によって入所者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならない。また、入所者と家族の面会の場所や時間等についても、入所者やその家族の利便に配慮したものとするよう努めなければならない。  　　　◆平１８解釈通知第３の７の４(９)③準用  □　入居者の外出の機会を確保するよう努めているか。  　　　◆平１８厚令３４第１６５条第４項  　◎　入所者の生活を当該施設内で完結させてしまうことのないよう、入所者の希望や心身の状況を踏まえながら、買い物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地域の行事への参加、友人宅の訪問、散歩など、入所者に多様な外出の機会を確保するよう努めなければならないこととするものである。　　◆平１８解釈通知第３の七の４(９)④準用 | | 適・否 | 主な自律的活動例  （同好会、クラブ活動等を含む）  ・  ・  家族との交流の機会  【　有 ・ 無　】  事例・頻度    外出機会  【　有 ・ 無　】  事例・頻度 |
| 16　機能訓練 | □　入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行っているか。　　◆平１８厚令３４第１４３条準用  　◎　機能訓練室における機能訓練に限るものではなく、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練を含むものであり、これらについても十分に配慮しなければならない。　　◆平１８解釈通知第３の七の４(１０)準用 | | 適・否 | 実施状況  ※日常生活・レク・行事等も含む |
| 17　栄養管理 | □　入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っているか。　　◆平１８厚令３４第１４３条の２準用  　◎　栄養管理　◆平１８解釈通知第３の７の４（１１）準用  　　　入所者に対する栄養管理について、管理栄養士が、入所者の栄養状態に応じて、計画的に行うべきことを定めたものである。ただし、栄養士のみが配置されている施設や栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設については、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行うこととする。  　　　栄養管理について、以下の手順により行うこととする。  　　①　入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成すること。栄養ケア計画の作成に当たっては、地域密着型施設サービス計画との整合性を図ること。なお、栄養ケア計画に相当する内容を地域密着型施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとすること。  　　②　入所者ごとの栄養ケア計画に従い、栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録すること。  　　③　入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すこと。  　　④　栄養ケア・マネジメントの実務等については、別途通知（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」）において示しているので、参考とされたい | | 適・否 | 算定にあたり以下を確認  □計画の作成  □多職種共同作成  □計画の説明･同意  □モニタリング期間 |
| 18　口腔衛生の管理 | □　入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っているか。　　◆平１８厚令３４第１４３条の３準用  　◎　口腔衛生の管理　◆平１２老企４３第４の１８準用  　　　入所者に対する口腔衛生の管理について、入所者の口腔の健康状態に応じて、以下の手順により計画的に行うべきことを定めたものである。別途通知（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」）も参照されたい。  　　(1) 当該施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年２回以上行うこと。  　　(2) 当該施設の従業者又は歯科医師等が入所者ごとに施設入所時及び月に１回程度の口腔の健康状態の評価を実施すること。  　　(3) (1)の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。なお、口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を地域密着型施設サービス計画の中に記載する場合はその記載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができるものとすること。  　　　イ　助言を行った歯科医師  　　　ロ　歯科医師からの助言の要点  　　　ハ　具体的方策  　　　ニ　当該施設における実施目標  　　　ホ　留意事項・特記事項  　　(4) 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は?の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。  　　　　なお、当該施設と計画に関する技術的助言若しくは指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師等においては、実施事項等を文書で取り決めること。 | | 適・否 | 歯科医師等の助言、指導（年２回以上）  【　有 ・ 無　】 |
| 19　健康管理 | □　指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採っているか。　　◆平１８厚令３４第１４４条準用 | | 適・否 |  |
| 20　入所者の入院期間中の取扱い | □　入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしているか。　　◆平１８厚令３４第１４５条準用  　◎　「退院することが明らかに見込まれるとき」に該当するか否かは、入所者の入院先の病院又は診療所の当該主治医に確認するなどの方法により判断すること。　　◆平１８解釈通知第３の七の４(１４)①準用  　◎　「必要に応じて適切な便宜を提供」とは、入所者及びその家族の同意の上での入退院の手続きや、その他の個々の状況に応じた便宜を図ることを指すものである。　　◆平１８解釈通知第３の七の４(１４)②準用  　◎　「やむを得ない事情がある場合」とは、単に当初予定の退院日に満床であることをもってやむを得ない事情として該当するものではなく、例えば、入所者の退院が予定より早まる等の理由により、ベッドの確保が間に合わない場合等を指すものである。施設側の都合は基本的には該当しないことに留意すること。なお、前記の例示の場合であっても、再入所が可能なベッドの確保が出来るまでの間、短期入所生活介護の利用を検討するなどにより、入所者の生活に支障を来さないよう努める必要がある。　◆平１８解釈通知第３の七の４(１４)③準用  　◎　入所者の入院期間中のベッドは、短期入所生活介護事業等に利用しても差し支えないが、入所者が退院する際に円滑に再入所できるよう、その利用は計画的なものでなければならない。  　　　◆平１８解釈通知第３の七の４(１４)④準用 | | 適・否 | 入院者のベッド利用  【　有 ・ 無　】 |
| 21　利用者に関する市町村への通知 | □　利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。　　◆平１８厚令３４第３条の２６準用  　①　正当な理由なしに指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。  　②　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようと　　　したとき | | 適・否 | 左記①又は②に該当する利用者  【　有 ・ 無　】 |
| 22　緊急時等の対応 | □　サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第131条第１項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て当該医師及び当該医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めているか。  　　　◆平１８厚令３４第１４５条の２第１項準用  □　指定地域密着型介護老人福祉施設は、上記の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行っているか。　　◆平１８厚労令３４第１４５条の２第２項準用 | | 適・否 |  |
| 23　管理者による管理 | □　管理者は、専ら当該施設の職務に従事する常勤の者であるか。ただし、当該施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者の職務を除く。）に従事することができる。　　◆平１８厚令３４第１４６条準用 | | 適・否 | 氏名    兼務する職務内容 |
| 24　管理者の責　　務 | □　管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービス利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行っているか。　　◆平１８厚令３４第２８条第１項準用  □　管理者は、当該事業所の従業者に運営基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。　　◆平１８厚令３４第２８条第２項準用  　◎　同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定地域密着型介護老人福祉施設に駆け付けることができない体制となっている場合などは、一般的には管理業務に支障があると考えられる。）  　　　◆平１８解釈通知第３の七の４（１６）②準用 | | 適・否 |  |
| 25　計画担当介護支援専門員の責務 | □　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。　　◆平１８厚令３４第１４７条準用  　①　入所申込者の入所に際し、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握しているか。  　②　計画担当介護支援専門員は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しているか。  　③　計画担当介護支援専門員は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行っているか。  　④　計画担当介護支援専門員は、入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携しているか。  　⑤　計画担当介護支援専門員は、身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。  　⑥　計画担当介護支援専門員は、事故及び苦情の内容等を記録しているか。 | | 適・否 |  |
| 26　運営規程 | □　次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。　　◆平１８厚令３４第１６６条  　ア　施設の目的及び運営の方針  　イ　従業者の職種、員数及び職務の内容  　　◎　従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、本主眼事項第２において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない（本主眼事項第４の１に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。）　　◆平１８解釈通知第３の一の４（２１）①準用  　ウ　入居定員  　　◎　指定地域密着型介護老人福祉施設の事業の専用の居室のベッド数（和室利用の場合は、当該居室の利用人員数）と同数とすること。　　◆平１８解釈通知第３の七の４(１８)①準用  　エ　ユニットの数及びユニットごとの入居定員  　オ　入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額  　　◎　「入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容」は、入居者が、自ら生活様式や生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるように、１日の生活の流れの中での支援の内容を指すものであること。また、「その他の費用の額」は、基準第161条第3項により支払を受けることが認められている費用の額を指すものであること。　◆平１８解釈通知第３の七の５(８)①  　カ　施設の利用に当たっての留意事項  　◎　入所者が当該施設サービスの提供を受ける際の、入所者側が留意すべき事項（入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）を指すものであること。　　◆平１８解釈通知第３の七の４(１８)③準用  　キ　緊急時等における対応方法  　ク　非常災害対策  　　◎　本主眼事項第４の30の非常災害に関する具体的計画を指すものであること。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３(５)⑤準用  　ケ　虐待防止のための措置に関する事項  　　◎　本主眼事項第４の39の虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。　　◆平１８解釈通知第３の二の２の３（５）⑥準用  　コ　その他施設の運営に関する重要事項  　　◎　当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。　　◆平１８解釈通知第３の七の４(1８)⑤準用 | | 適・否 | 直近改正  　　　　年　　　月 |
| 27　勤務体制の確保等 | □　入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。　　◆平１８厚令３４第１６７条第１項  　◎　原則として月ごとに勤務表（介護職員の勤務体制を２以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係、計画作成担当者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。　　◆平１８解釈通知第３の七の４(１９)①準用  □　入居者が安心して日常生活を送れるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行っているか。　　◆平１８厚令３４第１６７条第２項  　①　昼間については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。  　②　夜間及び深夜については、２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。  　③　ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること。  　◎　従業者の勤務体制を定めるに当たっては、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならないことを規定したものである。  　　これは、従業者が、一人一人の入居者について、個性、心身の状況、生活歴などを具体的に把握した上でその日常生活上の活動を適切に援助するためには、いわゆる「馴染みの関係」が求められることによるものである。　　◆平１８解釈通知第３の七の５(９)①  　◎　常勤のユニットリーダーは、当面は、ユニットリーダー研修を受講した従業者（以下「研修受講者という。」を各施設２名以上配置する（ただし、２ユニット以下の施設の場合には、１名でよいこととする。）ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ（研修受講者でなくても構わない。）従業者を決めることで足りるものとする。  　　　この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。  　　　また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者で研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導を及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。  　　　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「ユニット型施設」という。）とユニット型又は一部ユニット型の指定短期入所生活介護事業所（以下「ユニット型事業所」という。）が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに２名以上配置する必要はなく、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所を一体のものとみなして、合計２名以上の研修受講者が配置されていればよいこととする（ただし、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所のユニット数の合計が２ユニット以下のときは、１名でよいこととする。）。  　　　また、今後の研修受講者の状況等を踏まえた上で、配置基準を再検討する予定であり、この当面の基準にかかわらず、多くの従業者について研修を受講できるよう配慮をお願いしたい。  　　　◆平１８解釈通知第３の七の５(９)②  　◎　令和３年４月１日以降に、入居定員が10を超えるユニットを整備する場合においては、令和３年改正省令附則第６条の経過措置に従い、夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前５時までを含めた連続する16時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする。以下同じ。）を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案し、次のとおり職員を配置するよう努めるものとする。  　　　◆平１８解釈通知第３の七の５(９)③  　　ア　日勤時間帯の介護職員及び看護職員の配置  　　　　ユニットごとに常時１人の配置に加えて、当該ユニットにおいて日勤時間帯（夜勤時間帯に含まれない連続する８時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする。以下同じ。）に勤務する別の従業者の１日の勤務時間数の合計を８で除して得た数が、入居者の数が10を超えて１を増すごとに0.1以上となるように介護職員又は看護職員を配置するよう努めること。  　　イ　夜勤時間帯の介護職員及び看護職員の配置  　　　　２ユニットごとに１人の配置に加えて、当該２ユニットにおいて夜勤時間帯に勤務する別の従業者の１日の勤務時間数の合計を16で除して得た数が、入居者の合計数が20を超えて２又はその端数を増すごとに0.1以上となるように介護職員又は看護職員を配置するよう努めること。  　　　　なお、基準省令第167条第２項第１号及び第２号に規定する職員配置に加えて介護職員又は看護職員を配置することを努める時間については、日勤時間帯又は夜勤時間帯に属していればいずれの時間でも構わず、連続する時間である必要はない。当該ユニットにおいて行われるケアの内容、入居者の状態等に応じて最も配置が必要である時間に充てるよう努めること。  □　当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が提供されているか。  　　ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。　　◆平１８厚令３４第１６７条第３項  　◎　調理業務、洗濯等の入所者の処遇に直接影響を与えない業務については、第三者への委託等を認める。　　◆平１８解釈通知第３の七の４(１９)②準用  □　従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。その際、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。  　　　◆平１８厚労令３４第１６７条第４項  　◎　従業者の資質の向上を図るため、研修機関の実施する研修や、施設内の研修への参加の期間を計画的に確保すること。  　　　◆平１８解釈通知第３の七の４（１９）③準用  □　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者はユニット型施設の管理者等に係る研修を受講するよう努めているか。  　　　◆平１８厚労令３４第１６７条第５項  □　適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。  　　　◆平１８厚令３４第１６７条第５項  *Ｒ３　Ｑ＆Ａ　Vol.3　問５*  *認知症サポーター等養成講座は、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者を養成するものであるが、一方で、認知症介護基礎研修は認知症介護に携わる者が認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の 介護を実施する上での、基礎的な知識・技術及び理念を身につけるための研修であり、その目的・内容が異なるため、認知症サポーター等養成講座修了者は、義務付けの対象外とはならない。* | | 適・否 | 各月の勤務表  【　有 ・ 無　】  □　夜間・深夜は２ユニットごとに１人以上の職員配置の  【　有 ・ 無　】  □　ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置の  【　有 ・ 無　】  ユニットリーダー研修受講者数（常勤）  　　　　　　　　　人  左記伝達研修記録  【　有 ・ 無　】  委託  【　有 ・ 無　】  委託内容    ユニット型施設の管理委者等に係る研修  【　有 ・ 無　】  内部研修実施状況確認  ・記録の有・無  【　有 ・ 無　】  （実施日時、参加者、配布資料　等） |
| 28　業務継続計画の策定等 | □　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか  　　　◆平１８厚令３４第３条の３０の２第1項準用  □　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。　　◆平１８厚令３４第３条の３０の２第２項準用  □　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。　　◆平１８厚令３４第３条の３０の２第３項準用  　◎　業務継続計画の策定等　◆平１８解釈通知第３の五の４（１２）準用  　　①　事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、事業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。  　　②　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。  　　　ア　感染症に係る業務継続計画  　　　　ａ　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）  　　　　ｂ　初動対応  　　　　ｃ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）  　　　イ　災害に係る業務継続計画  　　　　ａ　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）  　　　　ｂ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）  　　　　ｃ　他施設及び地域との連携  　　③　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年２回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施すること。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。  　　④　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年２回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | | 適・否 | ・業務継続計画の有無  感染症  【　有 ・ 無　】  非常災害  【　有 ・ 無　】  ・見直しの頻度  ・（計画の記載項目）左記の必要な項目が網羅されているか  ・研修の開催（年２回以上必要）  実施日  　　　年　　月　　日  　　　年　　月　　日  ・新規採用時の研修の有無  【　有 ・ 無　】  ・訓練の実施（年２回以上必要）  実施日  　　　年　　月　　日  　　　年　　月　　日 |
| 29　定員の遵守 | □　災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させていないか。  　　　◆平１８厚令３４第１６８条 | | 適・否 |  |
| 30　非常災害対　策 | □　非常災害に際して必要な具体的計画を策定しているか。  　　　◆平１８厚令３４第３２条第１項準用  □　火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底しているか。　　◆平１８厚令３４第３２条第１項準用  　◎　日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りをすること。  　　　◆平１８解釈通知第３の二の２(８)①準用  □　定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。  　　　◆平１８厚令３４第３２条第１項準用  □　防火管理者又は防火管理についての責任者を置いているか。  　　　◆平１８解釈通知第３の二の２(８)①準用  □　前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。　　◆平１８厚労令３４第３２条第２項準用  　◎　防火管理者又は防火管理についての責任者を置くこと。  　　　◆平１８解釈通知第３の二の２（８）準用 | | 適・否 | 消防計画  【　有 ・ 無　】  風水害に関する計画  【　有 ・ 無　】  地震に関する計画  【　有 ・ 無　】  前年度の消火・避難救出訓練の実施回数  　　　　　　　　　回  （年2回（うち夜間想定1回）以上実施か）  防火管理者  氏名    講習修了証  【　有 ・ 無　】 |
| 31　衛生管理等 | □　入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っているか。  　　　◆平１８厚令３４第１５１条第1項準用  　◎　調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係法規に準じて行っているか。　◆平１８解釈通知第３の七の４(２１)①イ準用  　◎　食事の提供に使用する食器等の消毒が適正に行われているか。  　　　◆平１８解釈通知第３の七の４(２１)①イ準用  　◎　食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保っているか。　　◆平１８解釈通知第３の七の４(２１)①ロ準用  　◎　インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置を適切に講じているか。　　◆平１８解釈通知第３の七の４(２１)①ハ準用  　◎　空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。  　　　◆平１８解釈通知第３の七の４(２１)①ニ準用  □　当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 ）をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。　◆平１８厚労令３４第１５１条第２項第１号準用  　◎　感染対策委員会の構成メンバーは、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士又は管理栄養士、生活相談員）で構成し、かつそれぞれの責務及び役割分担を明確にすること。  　　　感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。　　◆平１８解釈通知第３の七の４（２１）②準用  　◎　感染対策委員会において専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を定めているか。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。　◆平１８解釈通知第３の七の４（２１）②準用  　◎　感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置運営することが必要であるが、事故発生の防止のための委員会と一体的に設置・運営することは、差し支えない。  　　　◆平１８解釈通知第３の七の４（２１）②準用  □　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。　　◆平１８厚労令３４第１５１条第２項第２号準用  　◎　調理や清掃を委託している場合は、委託事業者にも施設の指針が周知すること。　　◆平１８解釈通知第３の七の４（２１）②準用  □　当該施設において、定期的に感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に（年２回以上）実施しているか。  　　　◆平18厚労令34第151条第2項第3号準用  　◎　定期的な開催の他、新規採用時には必ず実施すること。  　　　◆平１８解釈通知第３の七の４（２１）②準用  　◎　入所予定者も含めた健康状態を確認すること。  　　　◆平１８解釈通知第３の七の４（１８）②準用  　◎　入所予定者が感染症や既往であっても、一定の場合を除き、サービス提供を断っていないか。　　◆平１８解釈通知第３の七の４（２１）②準用  　◎　入所予定者が感染症や既往である場合、感染症対策者は、介護職員、その他従業者に対し、当該感染症に関する知識、対応等について周知すること。　　◆平１８解釈通知第３の七の４（２１）②準用 | | 適・否 | マニュアル  【　有 ・ 無　】  ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（おおむね３月に１回開催が必要）  開催日  　　　年　　月　　日  　　　年　　月　　日  　　　年　　月　　日  　　　年　　月　　日  委員会のメンバー数  　　　　　　　　　人  結果の周知方法  ・感染症対策担当者名    ・指針の有・無  【　有 ・ 無　】  ・研修及び訓練の開催（年２回以上必要）開催日  　　　年　　月　　日  　　　年　　月　　日  ・新規採用時の研修の有無  【　有 ・ 無　】  前年度においてサービ  ス提供を断った回数  　　　　　　　　　回  委託事業者への周知方法 |
| 32　協力病院等 | □　入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に揚げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めているか。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たしていることとしても差し支えない。　　◆平１８厚労令３４第１５２条第１項準用  　一　入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。  　二　当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。  　三　入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。  □　指定地域密着型介護老人福祉施設は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った南丹市長に届け出ているか。  　　　◆平１８厚労令３４第１５２条第２項準用  □　指定地域密着型介護老人福祉施設は、第２種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。　　◆平１８厚労令３４第１５２条第３項準用  □　指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第２種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。  　　　◆平１８厚労令３４第１５２条第４項準用  □　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めているか。  　　　◆平１８厚労令３４第１５２条第５項準用  □　あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。  　　　◆平１８厚労令３４第１５２条第６項準用  　◎　指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の病状の急変時等に対応するための協力医療機関をあらかじめ定めておくこと、新興感染症の診療等を行う医療機関と新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めること、歯科医療の確保の観点からあらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めること等を規定したものであること。  　　　協力医療機関及び協力歯科医療機関は、指定地域密着型介護老人福祉施設から近距離にあることが望ましい。◆平18解釈通知第３の七の4(２２)準用  　　①　協力医療機関との連携（第１項）  　　　　指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の病状の急変時等に、相談対応や診療を行う体制を常時確保した協力医療機関及び緊急時に原則入院できる体制を確保した協力病院を定めなければならない。その際、例えば同条第１項第１号及び第２号の要件を満たす医療機関と同条第１項第３号の要件を満たす医療機関を別に定めるなど、複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えない。  　　　　連携する医療機関は、在宅療養支援病院や在宅療養支援診療所、地域包括ケア病棟(200床未満)を持つ医療機関、在宅療養後方支援病院等の在宅医療を支援する地域の医療機関（以下、在宅療養支援病院等）と連携を行うことが想定される。なお、令和６年度診療報酬改定において新設される地域包括医療病棟を持つ医療機関は、前述の在宅療養支援病院等を除き、連携の対象として想定される医療機関には含まれないため留意すること。また、第３号の要件については、必ずしも当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者が入院するための専用の病床を確保する場合でなくとも差し支えなく、一般的に当該地域で在宅療養を行う者を受け入れる体制が確保されていればよい。なお、協力医療機関との連携に係る義務付けの適用に当たっては、令和６年改正省令附則第６条において、３年間の経過措置を設けており、令和９年３月31日までの間は、努力義務とされているが、経過措置期限を待たず、可及的速やかに連携体制を構築することが望ましい。  　　②　協力医療機関との連携に係る届け出（第２項）  　　　　協力医療機関と実効性のある連携体制を確保する観点から、年に１回以上、協力医療機関と入所者の急変時等における対応を確認し、当該医療機関の名称や当該医療機関との取り決めの内容等を指定権者に届け出ることを義務づけたものである。届出については、別紙３によるものとする。協力医療機関の名称や契約内容の変更があった場合には、速やかに指定権者に届け出ること。同条第１項の規定の経過措置期間において、同条第１項第１号、第２号及び第３号の要件を満たす協力医療機関を確保できていない場合は、経過措置の期限内に確保するための計画を併せて届け出を行うこと。  　　③　新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携（第３項）  　　　　指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染症法第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関である病院又は診療所との新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めることとしたものである。取り決めの内容としては、流行初期期間経過後（新興感染症の発生の公表後４か月程度から６カ月程度経過後）において、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の要否の判断、入院調整等を行うことが想定される。なお、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではない。  　　④　協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合（第４項）  　　　　協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、第２項で定められた入所者の急変時等における対応の確認と合わせ、当該協力機関との間で、新興感染症の発生時等における対応について協議を行うことを義務付けるものである。協議の結果、当該協力医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応の取り決めがなされない場合も考えられるが、協力医療機関のように日頃から連携のある第二種協定指定医療機関と取り決めを行うことが望ましい。  　　⑤　医療機関に入院した入所者の退院後の受け入れ（第５項）  　　　　「速やかに入所させることができるよう努めなければならない」とは、必ずしも退院後に再入所を希望する入所者のために常にベッドを確保しておくということではなく、できる限り円滑に再入所できるよう努めなければならないということである。 | | 適・否 | 令和９年３月31日までは努力義務  協力医療機関名：    1年1回以上協力医療機関と対応の確認を行っているか  南丹市長に届けているか  歯科医院名： |
| 33　掲示 | □　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。　　◆平１８厚令３４第３条の３２準用  □　前項に規定する事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。　　◆平１８厚労令３４第３条の３２第２項準用  □　事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。  　　　◆平１８厚労令３４第３条の３２第３項準用  　◎　掲示について　　◆平１８解釈通知第３の一の４（２５）準用  　　①　事業者は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。  　　　　事業者は、原則として、重要事項を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者のウェブサイトに掲載しなければならないことを規定したものであるが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。なお、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うにあたり、次に掲げる点に留意する必要がある。  　　　イ　事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。  　　　ロ　従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。  　　　ハ　介護保険法施行規則第140条の44各号に掲げる基準に該当する事業者については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、ウェブサイトへの掲載は行うことが望ましいこと。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、上記第１項の規定による掲示は行う必要があるが、これを上記第２項や電磁的記録等（基準省令第183条第１項の規定）による措置に代えることができること。  　　②　重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えることができることを規定したものである。 | | 適・否 | 苦情対応方法も掲示  ウェブサイト掲載の  【　有 ・ 無　】  ウェブサイトの掲載については、令和7年4月1日から義務化 |
| 34　秘密保持等 | □　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。　　◆平１８厚令３４第１５３条第１項準用  □　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。　　◆平１８厚令３４第１５３条第２項準用  □　指定居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ているか。  　　　◆平１８厚令３４第１５３条第３項準用 | | 適・否 |  |
| 35　広告 | □　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所についての広告は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。  　　　◆平１８厚令３４第３条の３４準用 | | 適・否 | 広告  【　有 ・ 無　】 |
| 36　指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | □　指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。  　　　◆平１８厚令３４第１５４条第１項  □　指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。　　◆平１８厚令３４第１５４条第２項 | | 適・否 | マニュアル  【　有 ・ 無　】 |
| 37　苦情処理 | □　提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。  　　　◆平１８厚令３４第３条の３６第１項準用  　◎　必要な措置とは、具体的には、相談窓口・苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに事業所に掲示し、かつウェブサイトに掲載すること等である。　　◆平１８解釈通知第３の一の４(２８)準用  □　苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等を記録しているか。  　　　◆平１８厚令３４第３条の３６第２項準用  □　提供したサービスに関し、南丹市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は南丹市の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して南丹市が行う調査に協力するとともに、南丹市から指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。　　◆平１８厚令３４第３条の３６第３項準用  □　南丹市からの求めがあった場合には、改善の内容を南丹市に報告しているか。　　◆平１８厚令３４第３条の３６第４項準用  □　提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。　　◆平１８厚令３４第３条の３６第５項準用  □　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。  　　　◆平１８厚令３４第３条の３６第６項準用 | | 適・否 | マニュアル  【　有 ・ 無　】  苦情受付窓口  【　有 ・ 無　】  苦情相談窓口、処理体制・手順等の掲示  【　有 ・ 無　】  ウェブサイトへの掲載  【　有 ・ 無　】  苦情記録  【　有 ・ 無　】  市町村調査  【　有 ・ 無　】  直近年月日    国保連調査  【　有 ・ 無　】  直近年月日 |
| 38　地域との連携等 | □　利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、本サービスについて知見を有する者等により構成される運営推進会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）を設置し、概ね２月に１回以上、運営推進会議に対し、サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。  　　　◆平１８厚令３４第３４条第1項準用  □　前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。  　　　◆平１８厚令３４第３４条第２項準用  □　その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。  　　　◆平１８厚令３４第３４条第３項準用  □　事業運営に当たっては、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、南丹市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。　　◆平１８厚令３４第３４条第４項準用  　◎　運営推進会議は、指定地域密着型事業所が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものである。この運営推進会議は、事業所の指定申請時には、既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要となるものである。また、地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられる。  　　　運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この①において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。  　　　なお、当該事業所と他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、一つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えない。また、運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えない。  　　・　利用者等については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。  　　・　同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。　　◆平１８解釈通知第３の二の２の３（１０）①準用  　◎　運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、１年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととする。　　◆平１８解釈通知第３の七の４（２８） | | 適・否 | 過去1年間の運営推進会議開催回数  　　　　　　　回中  会議録  　　　　　　　回分有  利用者等  　　　　　　　回出席  地域住民  　　　　　　　回出席  地域包括支援センター  　　　　　　　回出席  会議録の公表方法：    介護サービス相談員の受け入れ  【　有 ・ 無　】  合同開催の回数  　　　　　　　　　回 |
| 39　事故発生の防止及び発生時の対応 | □　事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備しているか。　　◆平１８厚労令３４第１５５条第１項第１号準用  　◎事故発生の防止のための指針には以下の項目を盛り込む。  　　　◆平１８解釈通知第３の七の４(２５)①準用  　　ア　施設における介護事故防止に関する基本的な考え方  　　イ　介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項  　　ウ　介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針  　　エ　施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくと介護事故に結びつく可能性が高いもの（以下「介護事故等」という。）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善方策に関する基本方針  　　オ　介護事故等の発生時の対応に関する基本方針  　　カ　入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  　　キ　その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方　　　　針  □　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通した改善策について、従業者に周知徹底される体制が整備されているか。  　　　◆平１８厚労令３４第１５５条第１項第２号準用  　◎　報告・改善のための方策を定め、周知する目的は、介護事故等にについて、施設全体で情報共有し、今後の再発防止のためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものでないことに留意すること。　　◆平１８解釈通知第３の七の４(２５)②準用  　　　具体的には、次のようなことを想定している。  　　ア　介護事故等について報告するための様式を整備すること。  　　イ　介護職員その他の従業者は、介護事故等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、上記の様式に従い、介護事故等について報告すること。  　　ウ　事故発生防止のための委員会において、上記により報告された事例を集計し、分析すること。  　　エ　事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。  　　オ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。  　　カ　防止策を講じた後に、その効果を評価すること。  □　事故発生の防止のため委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行っているか。　　◆平１８厚労令３４第１５５条第１項第３号準用  　◎　事故発生防止のための委員会について　◆平１８解釈通知第３の七の４(２５)③準用  　　・　幅広い職種により構成されていること。  　　・　専任の安全対策を担当するものを決めていること。  　　・　運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営すること。（ただし、感染対策委員会はこの限りでない。）  　　・　施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。  　　・　事故防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。  　◎　従業者に対する研修について　　◆平１８解釈通知第３の七の４(２５)④準用  　　・　事故発生防止のための基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発する。  　　・　指針に基づき、安全管理の徹底を行う。  　　・　指針に基づいた研修プログラムを作成する。  　　・　定期的な教育（年２回以上）を開催する。  　　・　新規採用時に必ず研修を実施する。  　　・　研修の内容について記録する。  　　・　職員研修施設内での研修で差支えない。  □　前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。  　　　◆平１８厚労令３４第１５５条第１項第４号準用  　◎　事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者  　　　事故発生を防止するための体制として、担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、事故防止検討委員会の安全対策担当者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一施設内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入居者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。  　　　◆平18解釈通知第３の七の４(２５)⑤準用  　　(※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者  □　サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに南丹市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。  　　　◆平１８厚令３４第１５５条第２項準用  □　事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。  　　　◆平１８厚令３４第１５５条第３項準用  □　入所者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、すみやかに賠償を行っているか。　◆平１８厚令３４第１５５条第４項準用 | | 適・否 | 事故発生防止のための指針（マニュアル）  【　有 ・ 無　】  指針は左記項目を完備しているか  【　適 ・ 否　】  従業者への周知方法  事例確認  分析･防止策の検討  【　有 ・ 無　】  委員会の開催  ・昨年度　　　　　回  ・委員会構成員数  　　　　　　　　　人  ・安全対策担当者  氏名    職名    研修の実施  ・昨年度　　　　　回  （年2回以上開催）  　　　年　　月　　日  　　　年　　月　　日  ・記録  【　有 ・ 無　】  担当者    賠償保険加入  【　有 ・ 無】  保険名 |
| 40　虐待の防止 | □　虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。　　◆平１８厚令３４第３条の３８の２準用  　ア　虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること  　イ　虐待防止のための指針を整備しているか。  　ウ　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。  　エ　上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。  　◎　虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17 年法律第124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。　　◆平１８解釈通知第３の五の４（１４）準用  　　・　虐待の未然防止  　　　　事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。  　　・　虐待等の早期発見  　　　　事業所の従業者は、虐待等を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。  　　・　虐待等への迅速かつ適切な対応  　　　　虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定認知症対応型共同生活介護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。  　　　以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。  　　①　虐待の防止のための対策を検討する委員会（第１号）  　　　　虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。なお、虐待防止検討委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。  　　　イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること  　　　ロ　虐待の防止のための指針の整備に関すること  　　　ハ　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること  　　　ニ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること  　　　ホ　従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること  　　　ヘ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること  　　　ト　前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること  　　②　虐待の防止のための指針（第２号）  　　　　事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。  　　　イ　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方  　　　ロ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  　　　ハ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針  　　　ニ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針  　　　ホ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項  　　　ヘ　成年後見制度の利用支援に関する事項  　　　ト　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項  　　　チ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項  　　　リ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項  　　③　虐待の防止のための従業者に対する研修（第３号）  　　　　従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該認知症対応型共同生活介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年２回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。  　　④　虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第４号）  　　　　事業所における虐待を防止するための体制として、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。 | | 適  ・  否 | 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催の有無  【　有 ・ 無　】  開催日  　　　年　　月　　日  虐待の防止のための指針の有無  【　有 ・ 無　】  □左記の必要な項目が網羅されているか  虐待の防止のための研修（年２回以上必要）  開催日  　　　年　　月　　日  　　　年　　月　　日  新規採用時の虐待の防止のための研修の有無  【　有 ・ 無　】  担当者名 |
| 41　入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 | □　事業者は当該事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該事業所における利用者の安全並びにサービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しているか。  　　　◆平１８厚労令３４第８６条の２準用    　◎　介護現場の生産性向上の取組を促進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置及び開催について規定したものである。なお、本条の適用に当たっては、令和６年改正省令附則第４条において、３年間の経過措置を設けており、令和９年３月31日までの間は、努力義務とされている。  　　　本委員会は、生産性向上の取組を促進する観点から、管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましく、各事業所の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討すること。なお、生産性向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えないものであること。また、本委員会は、定期的に開催することが必要であるが、開催する頻度については、本委員会の開催が形骸化することがないよう留意した上で、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を決めることが望ましい。あわせて、本委員会の開催に当たっては、厚生労働省老健局高齢者支援課「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取組を進めることが望ましい。また、本委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。  　　　なお、事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他に事業運営に関する会議（事故発生の防止のための委員会等）を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。本委員会は事業所毎に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。委員会の名称について、法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」と規定されたところであるが、他方、従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の名称を用いても差し支えない。　　◆平１８解釈通知第３の四の４（２０）準用 | | 適・否 | 委員会の開催  【　有 ・ 無　】  令和９年３月３１日までは努力義務 |
| 42　会計の区分 | □　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。  　　　◆平１８厚令３４第３条の３９準用 | | 適・否 | 事業別決算  【　有 ・ 無　】 |
| 43　記録の整備 | □　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。  　　　◆平１８厚令３４第１５６条第１項  □　利用者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存しているか。　　◆平１８厚令３４第１５６条第２項、平２４市条例２２第１６４条第２項  　　①　地域密着型施設サービス計画  　　②　提供した具体的なサービスの内容等の記録  　　③　身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  　　④　市町村への通知に係る記録  　　⑤　苦情の内容等の記録  　　⑥　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  　　⑦　運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録  　◎　「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。）により一連のサービス提供が終了した日、運営推進会議を開催し、報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日とする。  　　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（１３）準用 | | 適・否 | 左記の①から⑥記録の【　有 ・ 無　】 |
| 44　電磁的記録　等 | □　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（本主眼事項第４－４及び次に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。　　◆平１８厚労令３４第１８３条第１項  □　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。　　◆平１８厚労令３４第１８３条第２項  　◎　電磁的記録について　　◆平１８解釈通知第５の１  　　　基準第183条第１項及び予防基準第90条第１項は、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。  　　(1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。  　　(2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。  　　　①　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法  　　　②　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法  　　(3) その他、基準第183条第１項及び予防基準第90条第１項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。  　　(4) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。  　◎　電磁的方法について　　◆平１８解釈通知第５の２  　　　基準第183条第２項及び予防基準第90条第２項は、利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。  　　(1) 電磁的方法による交付は、基準第３条の７第２項から第６項まで及び予防基準第11条第２項から第６項までの規定に準じた方法によること。  　　(2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。  　　(3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。  　　(4) その他、基準第183条第２項及び予防基準第90条第２項において電磁的方法によることができるとされているものは、?から?までに準じた方法によること。ただし、基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。  　　(5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 | | 適・否 |  |
| 第５　変更の届出等 | □　事業所の名称及び所在地その他施行規則第131条の13で定める事項に変更があったとき、同条に定めるところにより、10日以内に、その旨を南丹市長に届け出ているか。 | | 適  ・  否 |  |

　※「厚令」とは、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日　厚生労働省令第34号）を指します。

　※「解釈通知」とは「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日　老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）を指します。

　※「市条例」とは、「南丹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年12月25日　南丹市条例第22号）を指します。